

青森県報

第四百十二号

令和四年
一月十九日
(水曜日)

目次

告 示

○令和三年度青森県一般会計補正予算(専決第六号)の要領	(財政課)	一
○生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出	(健康福祉政策課)	二
○右 同	(同)	二
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地変更の届出	(同)	三
○右 同	(同)	三
○障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	四
○漁船保険付保義務の同意を求めるための届出	(水産振興課)	四
公 告		
○政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表	(総務学事課)	四
○建設業者の許可の取消し	(東青地域民局)	四
○右 同	(中南地域民局)	五
○右 同	(三八地域民局)	五
○右 同	(上北地域民局)	五
教育委員会		
○青森県教育委員会関係職員被服貸与規程の一部を改正する訓令	(学校施設課)	六

告 示

青森県告示第二十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十九条第一項の規定に基づき令和三年十二月二十八日専決処分した令和三年度青森県一般会計補正予算(専決第六号)の要領は、次のとおりである。

令和四年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

令和3年度青森県一般会計補正予算（専決第6号）

令和3年度青森県一般会計補正予算（専決第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ771,779,516千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
5	地方交付税	217,485,496	160,000	217,645,496
1	地方交付税	217,485,496	160,000	217,645,496
歳 入 合 計		771,619,516	160,000	771,779,516
歳 出		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
3	民生費	111,333,658	160,000	111,493,658
1	社会福祉費	64,949,604	160,000	65,109,604
歳 出 合 計		771,619,516	160,000	771,779,516

青森県告示第二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
〃	〃	株式会社 あうら	株式会社 あうら	名 称	居 宅 介 護 事 業 者
青森市幸畑 一丁目六の〇 青森市幸畑 一丁目六の〇 青森市幸畑 一丁目六の〇 青森市幸畑 一丁目六の〇	青森市幸畑 一丁目六の〇 青森市幸畑 一丁目六の〇 青森市幸畑 一丁目六の〇 青森市幸畑 一丁目六の〇	青森市幸畑 一丁目六の〇 青森市幸畑 一丁目六の〇 青森市幸畑 一丁目六の〇 青森市幸畑 一丁目六の〇	青森市幸畑 一丁目六の〇 青森市幸畑 一丁目六の〇 青森市幸畑 一丁目六の〇 青森市幸畑 一丁目六の〇	主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業の種 類
〃	〃	訪問介護	訪問介護	名 称	居 宅 介 護 事 業 所
ヘルパー システム すなわち	ヘルパー システム すなわち	ヘルパー システム すなわち	ヘルパー システム すなわち	名 称	居 宅 介 護 事 業 所
〃	〃	〃	〃	所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所
〃	〃	〃	〃	変 更 年 月 日	居 宅 介 護 事 業 所

青森県告示第三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第六項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
			株式会社 あうら	名 称	介護予防・日常生活
沢駒 一 九 の 四	青森市幸畑 二丁目六の 〇	沢駒 一 九 の 四	青森市幸畑 二丁目六の 〇	主たる事務 所の所在地	生活
			訪問型 サービス	類事業の種	介護予
		ヘルパー ステーション あすなろ	ヘルパー ステーション のみ	名 称	介護予防・日常生活
		〇町新町一三	弘前市大字 五所字里見 一四	所 在 地	所 生 活
			令和 三・二・一	変 更 日	年 月 日

青森県告示第三十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	
名 称	居宅介護事業者
主たる事務 所の所在地	
類事業の種	居宅介護
名 称	居宅介護事業所
所 在 地	
変 更 日	年 月 日

変更後	変更前	変更後	変更前
			株式会社 あうら
沢駒 一 九 の 四	青森市幸畑 二丁目六の 〇	沢駒 一 九 の 四	青森市幸畑 二丁目六の 〇
			訪問介護
		ヘルパー ステーション あすなろ	ヘルパー ステーション のみ
		〇町新町一三	弘前市大字 五所字里見 一四
			令和 三・二・一

青森県告示第三十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第六項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
	株式会社 あうら	名 称	介護予防・日常生活
沢駒 一 九 の 四	青森市幸畑 二丁目六の 〇	主たる事務 所の所在地	生活
		類事業の種	介護予
		名 称	介護予防・日常生活
		所 在 地	所 生 活
		変 更 日	年 月 日

青森県告示第三十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和四年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	青森市幸畑二丁目六の〇
変更後	青森市大字駒込字桐ノ沢一九の四
ヘルパーステーションあむつ市大畑町新町一三〇	

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
一般社団法人あんしん	平川市猿賀南田八〇の二四	あんしんの家本町	平川市本町南柳田四〇の八
共同生活援助			令和四・二・一

青森県告示第三十四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和四年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

届出事項	指定漁船調書の縦覧
------	-----------

加入区 の名称	発起人の住所及び氏名	期 間	場 所
青森	青森市大字前田字湯の沢二田 繁 悦 青森市大字久栗坂字浜田一〇三六の二堤 徳 治 青森市八重田二丁目四の八 齋 藤 貞 一	令和四年一月十九日から同年二月二日まで	青森市漁業協同組合

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の公表

令和三年十月から同年十二月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

令和四年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 通信ネット株式会社
- 二 代表者の氏名 渡辺修一
- 三 主たる営業所の所在地 青森市奥野四丁目一の一四

四 許可番号 青森県知事許可(般―二九)第一〇〇一〇九号

五 取消年月日 令和三年十二月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業及び電気通信工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年十二月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社桜創建

二 代表者の氏名 櫻庭藍

三 主たる営業所の所在地 黒石市北美町二丁目五八の二〇

四 許可番号 青森県知事許可(般―二八)第二〇〇六九八号

五 取消年月日 令和三年十二月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

塗装工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年十二月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社大響

二 代表者の氏名 田中大輔

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字長苗代字元木一九の一六

四 許可番号 青森県知事許可(般―二九)第五〇〇六五八号

五 取消年月日 令和三年十二月二十三日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実
令和三年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社中年工務店

二 代表者の氏名 中野渡聖子

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字奥瀬字下川目一四二の一九

四 許可番号 青森県知事許可(般―二二)第七三九五号

五 取消年月日 令和三年十二月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実
令和三年十二月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

